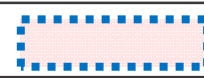


自転車指導啓発重点地区（湯沢警察署）

重点地区



別添2
令和8年3月

【重点地区】湯沢駅東側地区

➤ 選定理由

- ・ 湯沢駅周辺は、通勤・通学、買い物等での自転車利用者が多く、並進や歩道通行する自転車も多い。
- ・ 自転車関連の事故も多い地区（R3～R7合計：17件）

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道を並んで走る並進走行



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 ながら運転は危険！

片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。

令和8年4月1日から自転車の一定の交通違反に交通反則通告制度（いわゆる青切符）が適用されます。警察では自転車指導啓発重点地区を中心に指導取締りを行います。

